

2018年度

日本弁理士協同組合 組合員の皆様へ

弁理士職業賠償責任保険

(弁理士職業危険特別約款セット 賠償責任保険)

のご案内



弁理士業務に起因する クライアント等からの 損害賠償リスクを カバーします!

おかげさまで

**1,584事務所
6,088名**の

弁理士先生に
ご加入いただいております
(2017年8月更新時点)

特許情報等の
漏えいリスクに備えて

**情報漏えい
担保特約**

ぜひ特約付帯を
ご検討ください

高額賠償事故対策を考へて
1請求あたりの支払限度額

**3億円タイプ
(G型)へのご加入を
ご検討ください**

保険期間

2018年8月1日午後4時～2019年8月1日午後4時(1年間)

ご加入対象者: 日本弁理士協同組合の組合員(特許事務所・特許業務法人単位でのご加入となります)

ご加入方法: ①**新規加入:** 加入依頼書と預金口座振替依頼書に必要事項をご記入ご捺印の上、ご返送ください。
②**更新:** 加入依頼書に必要事項をご記入ご捺印の上、ご返送ください。

保険料引落日: 2018年6月27日(水)引落とし (口座振替手数料はかかりません)

加入締切日: 2018年5月11日(金) (締切日を過ぎた場合は、代理店までご相談ください)

中途加入: 随時受付可能です。 保険(補償)期間は毎月20日までにお申込みおよび団体口座への保険料お振込みをいただいた場合、翌月1日午後4時～2019年8月1日午後4時までとなります。

ご加入にあたってのご注意

この保険は日本弁理士協同組合を保険契約者とし、日本弁理士協同組合員を被保険者とする弁理士職業危険特別約款セット賠償責任保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本弁理士協同組合が有します。

告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項はご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※保険会社の代理店には告知受領権があります。

通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご加入の住所等を変更した場合にも取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、代理店または引受保険会社までご照会ください。(保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入を申し込まれる方と被保険者(補償を受けることができる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

ご加入後の変更手続きについて

ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には、変更日・脱退日より前に代理店までご連絡ください。

代理店の業務

代理店は、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、保険会社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは、弁理士職業賠償責任保険の概要をご紹介したものです。詳しくは、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります。保険約款によりませんが、ご不明な点がございましたら、代理店または保険会社にご照会ください。

ご加入後のご注意

ご加入を更新される場合

更新加入依頼書記載の事務所名、所在地、契約タイプ等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、すぐにご連絡ください。

加入者証について

加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。なお、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。加入者証が到着までの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管ください。よろしくお願いいたします。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808

(通話料有料)

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

受付時間: 平日午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

お問い合わせ先

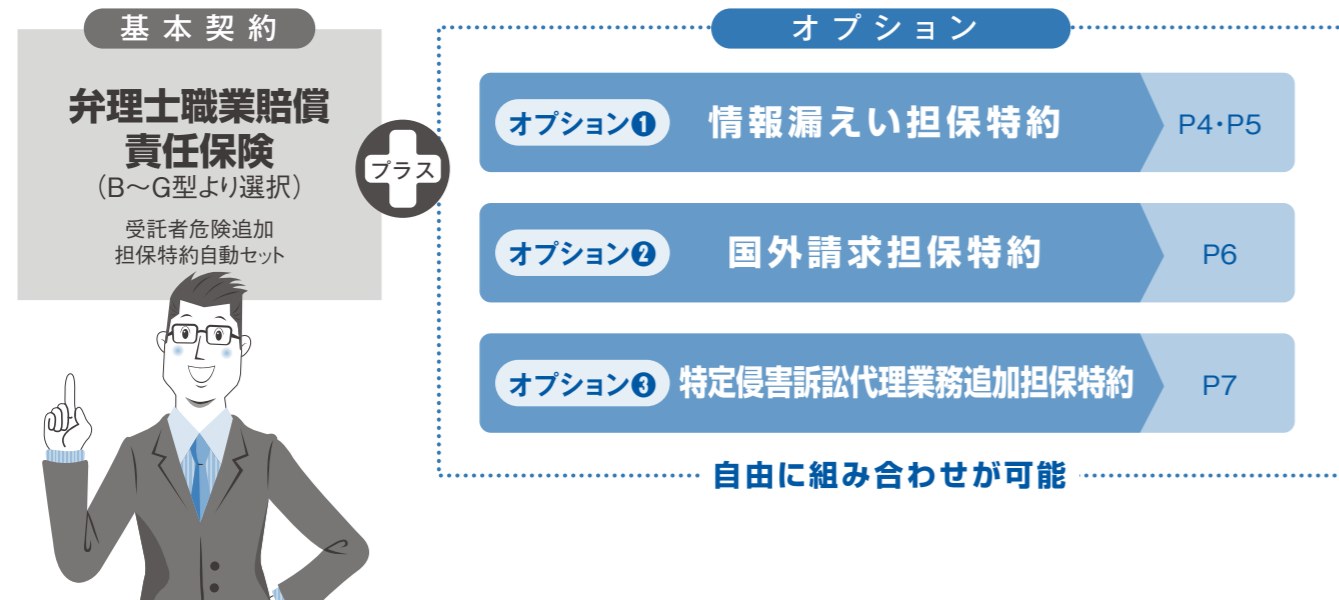
取扱代理店: 有限会社エヌビー保険サービス(日本弁理士協同組合専属代理店)

〒107-0061 東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル3階

TEL 03-5772-8055 FAX 03-5772-8056

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

弁理士職業賠償責任保険制度について



弁理士職業賠償責任保険とは

この保険は、弁理士または特許業務法人およびこれらの業務の補助者が、日本国内で遡及日(※1)以降に行った弁理士法に規定される弁理士としての業務または特許業務法人としての業務(以下、「弁理士業務」といいます)の遂行に起因して発生した不測の事故について、弁理士または特許業務法人が法律上の損害賠償責任を負担したことにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険期間中に日本国内(※2)でその弁理士または特許業務法人に対して上記の事故に起因する損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金をお支払いします。

(※1) 2008年7月以前に加入した被保険者は2008年8月1日、2008年8月以降に加入した被保険者は初年度加入日

(※2) 国外請求担保特約条項をセットされた場合は、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合等、日本国外で損害賠償請求がなされた場合においても保険金お支払いの対象となります。

本保険制度では制度の公正な運用を図ることを目的として、保険事故調査委員会(日本弁理士協同組合推薦の弁理士・弁護士・保険会社で構成)を設置し、その審査を経て保険金のお支払い可否を決定いたします。

被保険者(保険の補償を受けられる方)

この保険にご加入の弁理士または特許業務法人

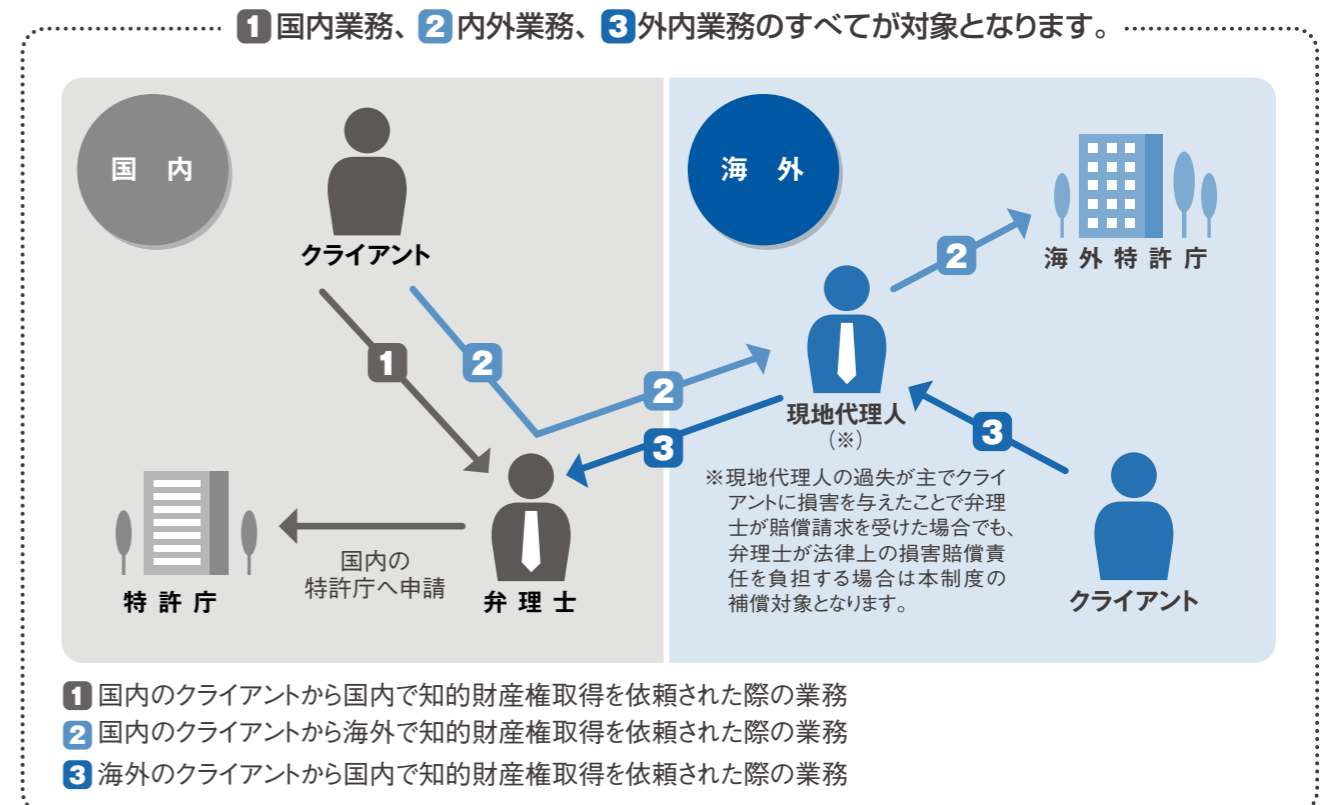
弁理士以外の業務の補助者が行った弁理士業務によってクライアント等に損害を与えた場合についても、この保険にご加入の弁理士または特許業務法人が使用者責任を問われた場合はこの保険の補償対象となります。

別会社(被保険者の事務所の下請)が業務の補助者として行った弁理士業務についても同様です。ただし、業務の補助者の範囲に含める別会社の従業員人数を加算して保険料を計算し、加入依頼書に別会社名を明記いただく必要があります。

特許業務法人が被保険者となる場合、当該特許業務法人に勤務する弁理士も原則被保険者に含まれます。

保険の対象となる業務

この保険の対象となる業務は弁理士法に規定される弁理士としての業務または特許業務法人としての業務(弁理士業務)です。



- 1 国内のクライアントから国内で知的財産権取得を依頼された際の業務
- 2 国内のクライアントから海外で知的財産権取得を依頼された際の業務
- 3 海外のクライアントから国内で知的財産権取得を依頼された際の業務

ただし、弁理士法第6条の2に掲げる業務(特定侵害訴訟代理業務)については、別途「特定侵害訴訟代理業務追加担保特約条項」をセットした場合にのみ日本国内において行う業務に限り対象となります(詳細はP.7をご覧ください)。

事故例

- 事故事例1
年金納付期限を徒過したことで倍額納付せざるを得なくなった。
- 事故事例2
出願後の審査請求の対応を失念し、期限を徒過してしまった。
- 事故事例3
拒絶理由通知が届いたが、対応を失念して応当期限を徒過し拒絶査定がなされてしまい、拒絶査定不服審判請求を行わざるを得なくなった。
- 事故事例4
分割出願時に原出願表示が漏れたまま書類を作成してしまい、分割出願が拒絶されてしまった。
- 事故事例5
米国出願時にIDSの添付を失念してしまった。





契約タイプの見直しは毎年可能です。ぜひご検討ください。

支払限度額および保険料(年間保険料)

①基本契約保険料は「契約タイプ」および「保険料算出基準日(2018年5月1日)現在」における「弁理士数」・「従業員数*」によって決まります。なお、保険料算出基準日以降の人数増減につきましては、保険料の追徴・返戻は発生しません。

契約タイプ	支払限度額		弁理士(1名あたり保険料)		弁理士以外の従業員(1名あたり保険料)	
	1請求あたり	保険期間中	10名まで	11名以降	50名まで	51名以降
B型	3,000万円	9,000万円	20,050円	15,330円	3,540円	2,580円
C型	5,000万円	1億5,000万円	21,040円	16,100円	3,710円	2,720円
D型	8,000万円	2億4,000万円	22,530円	17,230円	3,970円	2,920円
E型	1億円	3億円	23,500円	17,970円	4,150円	3,050円
F型	2億円	6億円	28,420円	21,730円	5,010円	3,680円
G型	3億円	9億円	37,000円	28,000円	6,500円	5,000円

*「従業員」とは

従業員とは、保険料算出基準日(2018年5月1日)現在におけるその弁理士事務所に所属する弁理士以外の全ての方々をいいます(顧問・専従者(※)については、労働時間や勤務形態に関わらず所属人数に含めます)。

※顧問・専従者が弁理士である場合は、弁理士として所属カウントしてください。

- 人数が時期によって変動する場合、年間を通した平均の従業員数でご契約ください。
- 事務関係業務を別会社へ下請けで出している特許事務所については、別会社の従業員人数を加算して保険料を計算し、加入依頼書に別会社名を必ず明記してください。
- パートタイマー(※1)の方々については、1週間あたりのパート等の延べ労働時間を30時間(※2)で除した人数(※3)を従業員数に加算してください。

(※1)パートタイマーとは、正社員や顧問、専従者以外の短時間労働者で、これには派遣社員等も含まれます。
(※2)週5日を1日6時間勤務した際の1週間あたりの総労働時間です。
(※3)計算結果が1人に満たなかった場合は1人とカウントします。

<パートタイマーの人数計算例>

パート4名の勤務時間が以下のような場合	
週5日午前のみ(9-12の3時間)勤務のAさん	5日×3時間=15時間/週
週2日午後のみ(13-17の4時間)勤務のBさんCさん	2日×4時間=8時間/週
年間2か月の短期でフルタイム勤務するDさん	30時間/週×(2か月÷12か月)=5時間/週(年間平均)

以上より、(Aさん15時間+Bさん8時間+Cさん8時間+Dさん5時間)÷30時間=1.2 ≒ **1名**

- ②特定侵害訴訟代理業務追加担保特約(P7をご確認ください)の保険料は、上記で算出した基本契約保険料の8%となります(10円未満四捨五入)。
- ③国外請求担保特約保険料は加入依頼書に記載いただく手数料収入等を基に算出いたします。詳細につきましては代理店までお問い合わせください。
- ④中途加入の場合(中途加入は随時可能です。保険(補償)期間は申込翌月1日午後4時~2019年8月1日午後4時となります。)ご加入月から2019年8月1日までの月数に応じ、上記保険料の月割計算となります。
- ⑤事故割増制度により、保険料が割増となる場合があります。詳しくはP8をご覧ください。

<保険料計算例>

弁理士12名、従業員56名、パート4名(上記計算例のとおり)の事務所がF型に加入し、特定侵害訴訟代理業務追加担保特約をセットする場合

①基本契約保険料:(28,420円×10+21,730円×2)+(5,010円×50+3,680円×(6+1*))
=603,920円 *上記計算例のとおり

②特定侵害訴訟代理業務追加担保特約保険料:603,920円×8%=48,313.6 → **48,310円**
→合計保険料:603,920円+48,310円=**652,230円**

P13のQ&Aもご参照ください。

情報漏えい担保特約(任意セット)

[1]補償内容

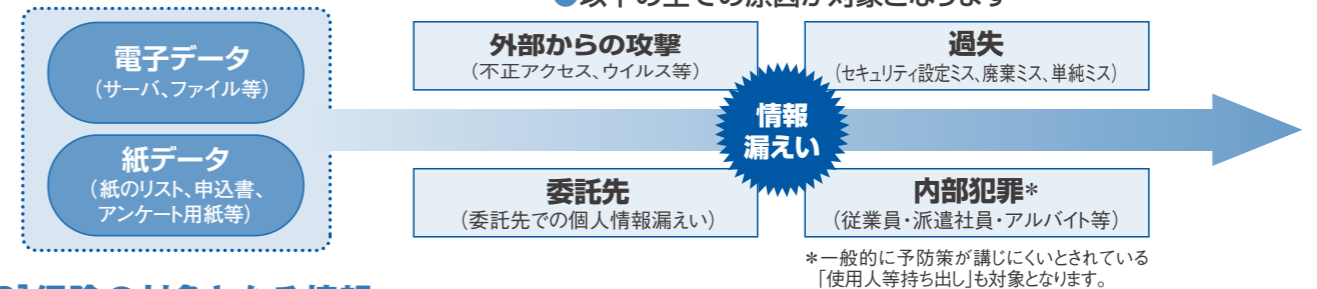
◆本特約では、情報漏えいまたはそのおそれにより生じた以下の損害に対して保険金をお支払いします。

- ①本特約を付帯した最初の年度の始期日以降に発生した情報の漏えいまたはそのおそれ起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(賠償責任部分)
(※①については、情報の漏えいまたはそのおそれ起因する損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限り、保険金をお支払いします。)
- ②情報の漏えいまたはそのおそれ起因して被保険者が事故対応期間(保険契約者、被保険者または引受保険会社のいずれかが最初に事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間)内に生じた情報漏えい対応費用(以下、事故対応費用といいます。)を負担することによって被る損害(事故対応費用部分)
(※②については、情報の漏えいまたはそのおそれが保険期間中に発生し、漏えいまたはそのおそれが発生した事実が公的機関への報告等やテレビ・新聞等における発表・報道(法人情報の漏えいの発生については、被害法人に対する詫言の送付等を含みます。)によって客観的に明らかになった場合に保険金をお支払いします。)

◆情報の漏えいとは、次のいずれかの事由によって個人情報・法人情報が本人・被害法人以外の第三者に知られたこと(知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)をいいます。ただし、保険契約者または被保険者またはこれらの法定代理人が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。

- ①ネットワーク上で生じた事象 ②紙または磁気ディスク等の盗難または紛失 ③被保険者の使用人による持ち出し等

●以下の全ての原因が対象となります



[2]保険の対象となる情報

◆本特約で対象とする「情報」とは、下記の①または②を指します。

- ①個人情報:個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの(マイナンバー等)を含みます。)
- ②法人情報:実在する法人(被保険者に対する弁理士業務の依頼者を含み、個人事業主を含みます。)に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。

[3]支払限度額・年間保険料

(基本契約保険料算出時の人数をそのまま用いて保険料を算出ください。)

契約タイプ	支払限度額		弁理士(1名あたり保険料)		弁理士以外の従業員(1名あたり保険料)	
	賠償責任(1請求/保険期間中)	事故対応費用(1事故/保険期間中)	10名まで	11名以降	50名まで	51名以降
BA	1,000万円	300万円	5,260円	4,020円	930円	680円
BB	3,000万円	500万円	6,020円	4,600円	1,060円	770円
BC	5,000万円	1,500万円	6,310円	4,830円	1,110円	820円
BD	8,000万円	3,000万円	6,760円	5,170円	1,190円	880円
BE	1億円	5,000万円	7,050円	5,390円	1,250円	920円
BF	2億円	5,000万円	8,530円	6,520円	1,500円	1,100円
BG	3億円	5,000万円	11,100円	8,400円	1,950円	1,500円

(*)情報の漏えいまたはそのおそれ起因して被害者または被害法人以外の者が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害については、「事故対応費用部分」と同額の支払限度額が適用されます。「賠償責任部分」の支払限度額の内枠となります。

<保険料計算例>

弁理士12名、従業員56名の事務所がBF型に加入している場合
特約保険料(年間):(8,530円×10+6,520円×2)+(1,500円×50+1,100円×6) = **179,940円**

[4]お支払いする保険金・お支払い方法

◆ 次のような損害賠償金や諸費用に対し保険金をお支払いします。

- (賠償責任部分)
- ① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金(慰謝料等)
 - ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
 - ② 賠償責任に関する訴訟費用、弁護士報酬などの争訟費用(引受保険会社の書面による同意が必要です。)
 - ③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全または行使のため、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(引受保険会社の書面による同意が必要です。)
 - ④ 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないと判明した場合において、被保険者が支出した緊急措置に要した費用およびあらかじめ引受保険会社が書面により同意したその他の費用
 - ⑤ 引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用
- (事故対応費用部分)
- 事故対応を行うために必要かつ不可欠と認められる次の費用
- ア. 新聞・テレビ等のマスメディアを通じて事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用
 - イ. 事故原因の調査費用
 - ウ. 他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用
 - エ. 通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用
 - オ. 事故に関して支出する次の費用。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出されたものに限り、(ア)コンサルティング費用(1事故につき、500万円を限度とします。ご加入の特約タイプの事故対応費用支払限度額にご確認ください。)、(イ)弁護士報酬。ただし、保険契約者または被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。
 - カ. 被保険者の使用人の超過勤務手当
 - キ. 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費
 - ク. 謝罪のために支出する見舞品の購入費用(被害者が個人の場合は1名につき500円、被害者が法人の場合は1社につき3万円を限度とします。)

◆ 保険金のお支払い方法

上記賠償責任部分の①の損害賠償金および事故対応費用部分については、それぞれの支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記賠償責任部分の②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

事故例

● 事故事例1



クライアントの特許情報(技術情報)が入ったパソコンを、電車内に置き忘れ、情報を流出させた。その結果、取得できはずの特許が取得できずに経済的損失を被った。その経済的損失について、当該クライアントから損害賠償請求を受けた。

● 事故事例2



特許情報の入った事務所パソコンに不正アクセスがあり情報が流出した。その結果、取得できはずの特許が取得できずに経済的損失を被った。その経済的損失について、当該クライアントから損害賠償請求を受けた。

● 事故事例3



退職した職員がクライアントの情報を持ち出し、転職先で不正に使用してクライアントから問い合わせがあった。このため、法律相談費用、事故対応費用が発生した。

● 事故事例4



クライアントの特許情報(技術情報)を、外出先でうっかり紛失してしまった。その結果、新規性喪失の例外規定を活用するための手続きを行い、追加費用が発生した。その追加費用について、クライアントから損害賠償請求を受けた。

国外請求担保特約(任意セット)

◆ 海外のクライアントからの依頼で日本の特許庁に申請を行った際、万が一その申請に伴うミスが発生し国外提訴となった場合等、弁理士業務の遂行に起因して発生した不測の事故により、保険期間中に日本国外において損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金等をお支払いします。ご不明な点等がありましたら、代理店または保険会社にお問い合わせください。

想定される事故例

弁理士が海外のクライアントからPCT出願の国内移行手続きの依頼を受けたが期限までの手続きを失念、国内移行手続きが行われなかった。これによる損害として、当該海外のクライアントから、弁理士宛にクライアントの自国(海外)で逸失利益等約1億円の損害賠償請求がなされた。

注意 この弁理士職業賠償責任保険の基本契約では日本国外において損害賠償請求がなされた場合は補償の対象ではありません。日本国内の裁判所に提起された場合等、日本国内でなされた損害賠償請求のみ、補償の対象となります。



保険料例

弁理士2名 従業員2名
F型(1請求あたり2億円・保険期間中6億円)
海外業務の割合5%

特約保険料(年間) **5,010円**

特約の最低保険料は1,000円になります。
保険料は①事務所構成人数 ②契約タイプ ③海外業務割合により算出されます。

(※) 国外請求担保特約により補償対象となる法律上の損害賠償金については、損害額の90%を保険金としてお支払いします。ただし、基本契約の支払限度額が限度となります。

お申し込み方法

加入依頼書を用いてお申いただけます。
この特約の保険料は、加入依頼書にご記入いただく内容に基づいて算出し、お見積りさせていただきます。

万が一の海外訴訟の場合は、東京海上日動の世界各国の提携弁護士・クレームエージェントネットワークを通じて防御チームを結成し、貴事務所をお守りします。



この特約の保険料は、追ってお見積りさせていただきます。

特定侵害訴訟代理業務追加担保特約(任意セット)

◆ 弁理士法第6条の2に掲げられる「特定侵害訴訟代理業務」のうち日本国内で行う業務の遂行に起因して発生した、顧客等に財産上の損害を与えた等の不測の事故について、被保険者である弁理士または特許業務法人が法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害について、基本契約の支払限度額の範囲内で保険金をお支払いする特約条項です。特約保険料(年間)は、P.3で算出する基本保険料の8%相当額となります(10円単位四捨五入)。

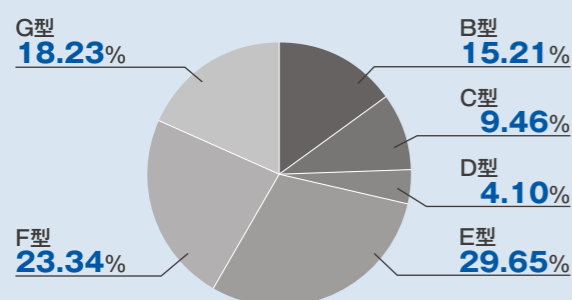
<ご注意ください!>

特定侵害訴訟代理業務に起因する損害については、基本契約では補償されていないため、補償の対象としたい場合は、別途この特約条項をセットする必要があります。

加入状況

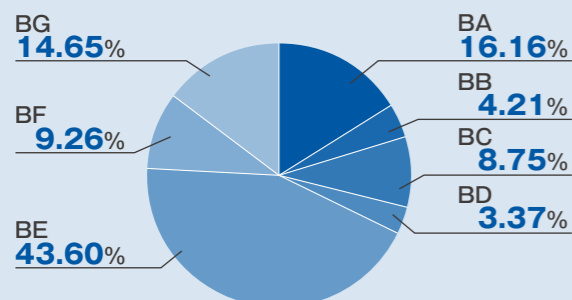
2017年8月1日時点での加入状況を掲載いたします。

契約タイプ別加入件数



契約タイプ	件数
B型	241
C型	150
D型	65
E型	470
F型	370
G型	289
計	1,585

情報漏えい担保特約付保件数



特約タイプ	件数
BA	96
BB	25
BC	52
BD	20
BE	259
BF	55
BG	87
計	594
付保割合	37.5%

国外請求担保特約付保件数

件数	440
付保割合	27.8%

特定侵害訴訟代理業務追加担保特約付保件数

件数	271
付保割合	17.1%

受託者危険追加担保特約(自動セット)

◆ 被保険者が弁理士業務遂行のためにクライアント等の他人から受託した財物(以下、「受託物」といいます。)を、保険期間中に損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより受託物について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金(時価)をお支払いします。特約保険料(年間)は、基本契約の保険料に含まれています。

支払限度額	1事故/保険期間中	100万円
免責金額(自己負担額)	1事故あたり	5千円

※この保険でお支払いする損害賠償金の額は、この特約条項により損害賠償金を支払うべき損害の額を含めて、ご加入いただいた契約タイプの支払限度額を限度とします。



事故割増制度について

■ 所定の期間内に保険金をお支払いした場合、保険料が割増となります。

- ① 事故判定期間(本年度の保険における判定期間は2017年2月1日～2018年1月31日)
割増の有無を決める事故の判定期間は、前年2月1日～当年1月31日の1年間とします。事故判定は、事故発生時点ではなく保険金が支払われた時点でカウントし、カウント方法は事務所単位かつ事故単位とします。そのため、1つの事故において複数年に渡り保険金支払いがある場合、保険金支払いが最終的に完了した時点でカウントいたします。
- ② 割増率
上記判定期間内に保険金支払があった場合、本年度の保険料が10%割増となります。※この事故判定は毎年1回行います。本年度に割増が適用となった場合、次の判定期間に保険金の支払いが無ければ、更新の保険料は割増適用前水準に戻ります。また、2年連続して判定期間の保険金の支払いがあった場合、割増適用の状態が続きますが、割増率が上がることはありません。

特許業務法人設立に伴う保険手続きについて

■ 特許業務法人として新たに保険にご加入いただく必要があります。

特許業務法人と個人とは別人格になります。個人事務所のご加入者が特許業務法人を設立した場合、特許業務法人の社員の立場で弁理士業務を行うこととなりますので、加入されている保険の補償対象となりません。特許業務法人を設立した場合はご加入を一旦解約いただき、特許業務法人として新たにご加入をいただくこととなります。(解約返還保険料は別途ご案内いたします。)

■ 特許業務法人を設立されたもしくは特許業務法人を設立する予定のある方は、必ず事前に代理店までご連絡ください。具体的な手続き方法等につき代理店よりご案内いたします。

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

※情報漏えい担保特約については、P4～5でご案内しております。

■この保険では、次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認、賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

この他にも、以下の保険金をお支払いします。

- ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

■保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。(ただし、受託物の損壊等に起因する①の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して、受託物危険追加担保特約条項の支払限度額または事故の生じた地および時における受託物の価額のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。)

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。

ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

国外請求担保特約条項をセットした契約で損害賠償請求が国外でなされた場合、①の損害賠償金については、損害額に縮小支払割合90%を乗じて算出される金額に対して支払限度額を限度にお支払いします。

■賠償金のみでなく、被害者からの損害賠償請求に対し、これを解決するために要する諸費用(損害賠償責任の有無を争い、勝訴した場合の弁護士費用等)も保険の補償対象としています。



保険金のお支払いについての注意点

■示談交渉サービスについて

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

■保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものは除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。

「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

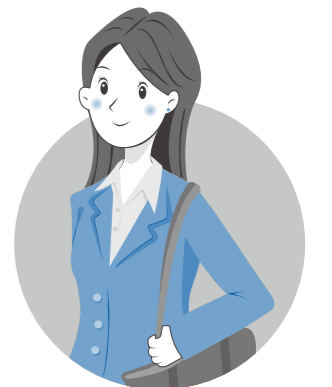
■法律上の賠償責任とは

弁理士業務は委任業務であり、弁理士が債務不履行責任等の法律上の賠償責任を負うか否かは以下①②③から判断します。

- ①弁理士に過失があるか
- ②被害者に損害が発生しているか
- ③上記①②に相当因果関係があるか

※前提として、委任契約書等でクライアントから業務の委任を受けていることが必要です。

※弁理士が法律上の賠償責任を負うことの立証責任は、損害額の立証も含めてクライアント側にあります。



保険金をお支払いしない主な場合

■ 次の事由に起因する損害については保険金をお支払いできません。

● 弁理士職業賠償責任保険(基本契約)

- (1) 保険契約者または被保険者の故意
- (2) 戦争、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議
- (3) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (4) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- (5) 秘密の漏えいまたは盗用(別途情報漏えい担保特約条項を付帯することにより個人情報または法人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害を補償の対象とすることができます。)
- (6) 被保険者もしくは業務の補助者による犯罪行為(過失犯を除きます。)または被保険者もしくは業務の補助者が他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為(不作為を含みます。)
- (7) 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取(自動セットされる受託者危険追加担保特約により、弁理士業務遂行のために他人から受託する財物(受託物)が損壊・紛失し、または盗取・詐取されたことにより、その受託物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任に起因する損害は補償の対象となります。)
- (8) 弁理士業務に対して支払われた報酬の返還
- (9) 被保険者(被保険者が特許業務法人の場合は、その社員

- または使用人である弁理士を含みます。)が弁理士としての資格もしくは登録を有さない間または業務の停止処分もしくは禁止処分を受けている間に行った行為
- (10) 弁理士法により弁理士または特許業務法人が業務を行い得ないものとされている事件への関与
- (11) 弁理士法が定める特定侵害訴訟の代理業務(別途特定侵害訴訟代理業務追加担保特約条項を付帯することにより日本国内で行う特定侵害訴訟代理業務に起因する損害を補償の対象とすることができます。)
- (12) 弁理士または特許業務法人でない者が被保険者の名義を利用して行った行為
- (13) 被保険者に対する請求が保険期間の開始前に発生した事由によりなされるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険契約締結時に知っていた場合(知っていたと推定される合理的な理由がある場合を含みます。)はその事由
- (14) 弁理士業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (15) 日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求(別途国外請求担保特約条項を付帯することにより補償の対象とすることができます。)等

● 情報漏えい担保特約

- 〈賠償責任・事故対応費用部分共通〉
- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
 - (2) 他人の身体の障害
 - (3) 他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取またはその使用の不能もしくは阻害
 - (4) 日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟(賠償責任部分)
 - (1) 情報漏えい担保特約条項を付帯した時より前に発生した事故
 - (2) 情報漏えい担保特約条項を付帯した時より前に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人がその発生またはそのおそれを知っていた事故(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
 - (3) クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害

- (4) 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
- (5) 株価または売上高の変動
- (6) 信用のき損、信頼の失墜またはブランド力の低下
- (7) 被保険者が第三者に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいにあたることとなされた請求(事故対応費用部分)
- (1) 被保険者が第三者に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいにあたることとなされた請求により生じた費用
- (2) この保険契約と同種の損害保険契約の保険料
- (3) 金利その他資金調達に関する費用
- (4) 記名被保険者の役員に対する報酬・給与
- (5) 賠償責任部分にて支払対象となる損害
- (6) ネットワーク構成機器・設備について、修理、回収、代替、検査、交換または改善を行うための費用

● 受託者危険追加担保特約

- (1) 保険契約者または被保険者、これらの者の法定代理人または使用人、被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取
- (2) 保険契約者または被保険者、これらの者の法定代理人または使用人、被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
- (3) 受託物が貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類するものである場合、その受託物の損壊等
- (4) 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊

- (5) 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- (6) ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- (7) 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- (8) 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- (9) 受託物の使用不能(収益減少を含みます。)
- (10) 日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟(国外請求担保特約条項が付帯される場合は補償の対象となります。)等

基本契約における保険期間と損害賠償請求との関係

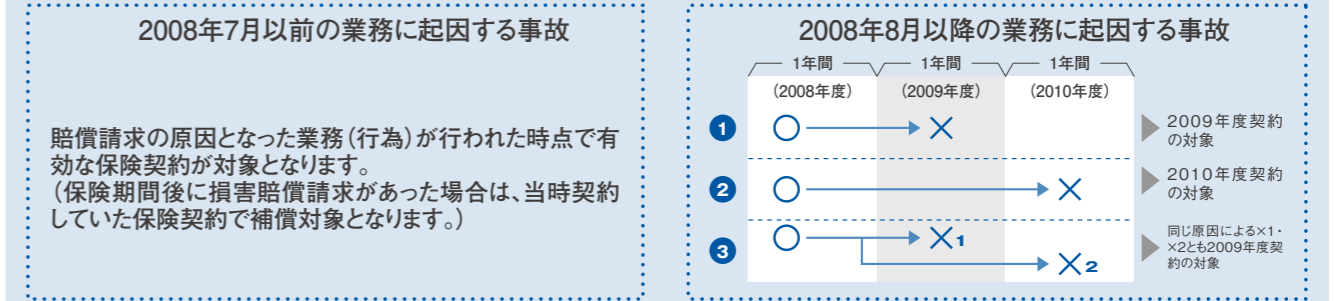
■ この保険は、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を受けた場合を保険金お支払いの対象とします。ただし、この保険の契約締結時において、保険期間開始前に発生した事由により、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがあることを保険契約者または被保険者が知っていた場合(知っていたと推定される合理的な理由がある場合を含みます。)に、その事由によって生じた損害および、遡及日(2008年7月以前に加入した被保険者は2008年8月1日、2008年8月以降に加入した被保険者は初年度加入日)より前に行われた弁理士業務の遂行に起因する損害については保険金支払いの対象となりません。

■ 支払限度額・免責金額(自己負担額)の適用においては、損害賠償請求が提起された日時、場所または請求者の数のいかんを問わず、同一の原因または事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての請求を「1請求」とします。「1請求」を構成するすべての請求は、最初の請求の時に提起されたものとみなします。

■ この保険の保険期間開始後に、将来損害賠償請求を受けるおそれのある原因・事由が発生したことを知ったときは、遅滞なくその事実を保険会社に書面で通知してください。通知を行った場合において、その原因または事由に起因して保険期間終了後に被保険者に対する請求がなされたときは、その請求は、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします(ただし、この保険契約が保険期間の末日までに失効・解除された場合を除きます。)。

■ 廃業等で本制度を脱退された場合、脱退後10年以内に、被保険者に対して保険加入期間中に行った弁理士業務に起因する損害賠償請求がなされた場合、脱退時の加入内容にて補償されます。

保険期間と損害賠償請求との関係(2008年7月以前に本保険にご加入の場合) ○ 行為・事実 × 賠償請求



■ 保険金支払い基準の変更について

2008年8月より保険金の支払い基準について、従来(行為日)を基準とするものから、損害賠償請求日を基準にするものに変更いたしました。事故の原因となった業務を行った時期によって、以下のとおり適用される保険が変わることになりますのでご注意ください。

- (1) 2008年7月以前に本保険にご加入いただいている被保険者
 - 2008年7月以前の業務に起因する事故
その事故の原因となった業務を行ったときに加入していた保険が適用されます。
 - 2008年8月以降の業務に起因する事故
損害賠償請求を受けた時点で加入している保険が適用されます。
なお、廃業等で本制度を脱退されている場合、本保険加入期間中に行った業務に起因する事故に関しては、脱退後10年以内に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、脱退時に加入していた保険が適用されます。
- (2) 2008年8月以降本保険に加入された被保険者
損害賠償請求を受けた時点で加入している保険が適用されます。
ただし、本保険に初めて加入した日より前に行った業務に起因する賠償事故は補償の対象となりません。
なお、廃業等で本制度を脱退されている場合、本保険加入期間中に行った業務に起因する事故に関しては、脱退後10年以内に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、脱退時に加入していた保険が適用されます。

Q&A

●保険料について

Q 保険料算出のための申告数字には、どの範囲まで含めるのですか。

A 業務に関してアドバイスをもらう程度の「顧問」や、弁理士補助業務に全く係わらない職員（経理担当や電話の受付担当など）も含めます。
理由としては、賠償責任保険は対象とするリスクの大きさによって保険料が変わります。保険料算出の基礎数字としては売上高、請負金額等があります。弁理士職業賠償責任保険においては、リスクの大きさである「業務量」を判断するのに「事務所の人数」すなわち「弁理士数+従業員数」を使用しています。弁理士数だけでなく職員の人数も含めているのは「弁理士1名+職員1名」の事務所と「弁理士1名+職員10名」の事務所では「業務量」が異なると考えられるためです。

●保険金について

Q もし事故を起こしてしまい保険金を受け取った場合、その後の契約を更新できなくなるのでしょうか。

A 保険金を受け取っていただいた後も、加入を継続いただくことが可能です。ただし、更新保険料が10%割増（P8参照）となりますので、予めご了承ください。

Q 事故について保険会社に相談した際に、保険会社以外にその情報が漏れてしまわないか不安です。

A ご相談いただいた事案については、事故調査委員会にて専門家（弁護士、弁理士）のアドバイスを受けながら保険金支払いの判断をいたします。この委員会の参加者とは事前に守秘義務契約を締結しますので、委員会の外に情報が漏れることはありません。ご安心ください。もし、ご不安・ご不明な点がございましたら、具体的なご相談をいただく前に、保険会社までご相談ください。

Q 廃業後の補償はあるのですか？

A ご廃業等で本制度を脱退された場合、脱退後10年以内に保険加入期間中に行った弁理士業務に起因する損害賠償請求がなされた際には、脱退時の加入内容にて事故のご相談を受け付けます。

●保険の加入方法について

Q 特許業務法人の設立と同時に顧客と特許業務法人において契約書の再締結を行うことが出来ない場合、契約上は顧客と個人との委託契約となったままです。このようなケースで事故が起こった場合、特許業務法人として加入している保険で対象となりますか？

A 個人の委託契約であったとしても、実質的に特許業務法人が遂行していることが確認できる等の場合は、補償の対象となります。詳細は代理店までご相談ください。

こんな時は、取扱代理店までお問い合わせください。

- **共同事務所における本制度加入方法**
共同事務所の場合には、1事務所として保険にご加入していただきます。ただし、共同事務所であってもクライアントとの受任関係がまったく別になっており、会計も別というケースは代理店までご相談ください。
- **特許業務法人設立時の保険手続き**
設立前の個人事務所での加入内容に関する変更手続きと、特許業務法人としての新規加入手続きが必要となりますので、代理店までご相談ください。
- **2以上の個人事務所・特許業務法人が合併する場合**
原則、合併前のすべてのご加入を一旦解約いただき、合併後に新たなご加入をしていただく必要があります。このような合併をする予定のある方は、必ず事前に代理店までご連絡ください。具体的な手続き方法等につきましては代理店よりご案内いたします。

もしも事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効（3年）があります。ご注意ください。
※加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には念の為、連絡先の担当者にその旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

保険事故に関する
ご相談・受付窓口
のご案内

東京海上日動火災保険株式会社本店損害サービス第一部
企業財産・専門賠償損害サービス課
〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4
TEL.03-3515-7507 FAX.03-3515-7508
(受付:9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く))

共同保険の取扱について

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) (担当課) 広域法人部法人第二課
〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4153
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第二課